



三労発基1130第16号
令和5年11月30日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定
に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき
厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）【別添】が、令和5
年11月9日に告示され、令和7年4月1日から適用されるところですが、その制定
の趣旨、内容等が別添2のとおり示されました。

つきましては、その趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれまし
ても、傘下会員事業場等に対する周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお
願い申し上げます。